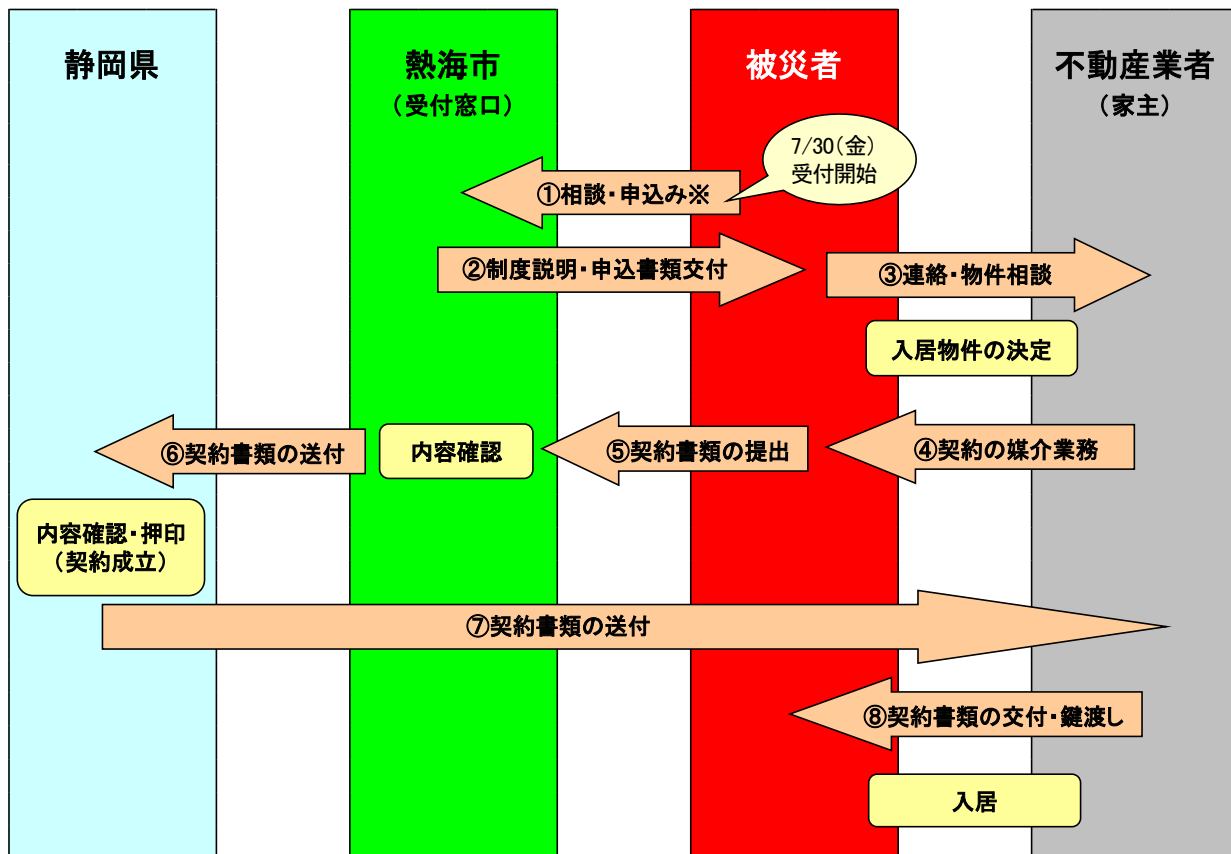


熱海市伊豆山地区の土石流災害でお住まいに 被害を受けられた皆さまへ（ご案内）

静岡県では、熱海市における今回の災害により住宅に甚大な被害を受けられた皆さま（※2頁「1 入居者の要件」に該当する方が対象）に、民間賃貸住宅を借り上げて応急仮設住宅として提供する「静岡県借上げ型応急住宅事業」を実施します。



※受付窓口では、来庁又は郵送により申し込むことができます。

【手続き】

- ①～② 熱海市役所内に設置される受付窓口にて、り災証明書により入居要件を満たすことをお示し頂いた上、申込書に記入して関係書類を受け取ってください。
- ③ 不動産業者（仲介業者）に連絡を取っていただき、静岡県の借上げ型応急住宅による賃貸住宅の紹介依頼であることをお伝えいただき、物件の紹介を受けてください。
- ④～⑤ 入居物件が決まりましたら、不動産業者の仲介で契約関係書類を作成していただき、熱海市役所の受付窓口にて契約書類をご提出ください。
- ⑥～⑦ 熱海市及び静岡県で契約書類を確認し、静岡県が押印することで、静岡県、被災者、家主の三者契約が成立します。静岡県から不動産業者へ契約書類を送付します。
- ⑧ 不動産業者から契約書類（被災者の保管用）を送付するので、入居日をご相談の上、鍵を受け取って入居の流れとなります。

【提出先・お問い合わせ】

熱海市まちづくり課建築室（電話：0557-86-6406）
静岡県住まいづくり課（電話：054-221-3077）

【郵送の場合の送付先】

〒413-8550
熱海市中央町1-1 熱海市役所 まちづくり課建築室 宛て

静岡県借上げ型応急住宅事業の概要

1 入居者の要件（いずれにも該当）

- (1) 熱海市伊豆山地区の土石流災害（以下「当該災害」という。）の発生時点（災害救助法適用日である令和3年7月3日）において、熱海市内に居住する方
- (2) 次の要件のいずれかを満たす方
 - ア 住居の全壊、全焼又は流失により居住する住宅がない方
 - イ 半壊（大規模半壊及び中規模半壊を含む）であっても、住宅としての利用ができず、自らの住家に居住できない方
 - ウ 災害対策基本法第63条に基づく警戒区域を熱海市が設定した場合は、その区域内に居住されていた方
- (3) 自らの資力をもってしては、住宅を確保することができない方
- (4) 災害救助法に基づく住宅応急修理制度を利用しない方（※特例として、応急修理の期間が1か月を超え、災害発生の日から6か月以内に完了する見込みの方は対象となる場合があります）
- (5) 災害救助法に基づく障害物の除去制度を利用しない方

2 借上げ住宅の条件

- (1) 県が借り上げて被災者に提供することに、貸主が同意した住宅
- (2) 別紙「借上げ型応急住宅の契約条件等 1 住宅の条件」を満たす住宅
- (3) 家賃（管理費、共益費含む）が、入居する世帯人数に応じた上限額を超えないこと

3 費用負担

借上げ住宅に係る費用及びその負担区分は、別紙「借上げ型応急住宅の契約条件等 2 契約条件」に記載のとおりです。

※入居者の故意又は過失による損壊で、県が負担する修繕相当費2か月分を超える修繕費が必要となった場合は、超過分が入居者負担となります。

4 入居期間

入居時から2年間

※災害救助法に基づく住宅の応急修理制度との併用を希望する場合

- ・災害発生の日から原則6か月まで
- ・応急修理が完了した場合は、速やかに退去

5 既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方

災害救助法適用日以降、既に個人で契約して入居している場合でも、上記1の「入居者の要件」、上記2の「借上げ住宅の条件」等を満たし、貸主の同意が得られる場合には、県、貸主、入居者で三者契約を締結し直すことで、入居日に遡って本事業の対象となります（ただし、保険については、遡及できませんのでご了承いただくとともに、家賃、敷金、その他の支払い済みの費用の精算については、貸主と入居者で協議してください（一部の費用は返還されない場合があります））。

6 提出いただく書類

【申込時】

- ① 入居申込書（市の受付窓口で交付）
 - ② り災証明書（原本の提示又は写しの提出）
 - ③ 上記5（既に個人で契約して民間賃貸住宅に入居している方）に該当する方は、個人で契約した契約書の写し
- ※ 状況に応じて、その他必要書類の提出をお願いする場合があります。

【入居物件の決定後】

- ① 契約書（3部。被災者、仲介業者及び家主の記名押印がされたもの）
- ② 定期賃貸住宅契約についての説明（3部。被災者、仲介業者及び家主の記名押印がされたもの）
- ③ 重要事項説明書（1部。被災者及び仲介業者の記名押印がされたもの。）

(別紙)

借上げ型応急住宅の契約条件等

1 住宅の条件

項目	基準
耐震性	昭和 56 年 6 月以降に建築した住宅又は、昭和 56 年 5 月以前に建築した住宅のうち耐震診断（耐震補強後のものを含む。）の結果で耐震性が確認された住宅
立地・環境	通常の生活を営むのに適した場所 原則として日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等が考慮されたもの
建て方	戸建、長屋建て、共同建てを問わない
間取り	世帯人数ごとの目安 1人世帯：1DK程度まで、2人世帯：2DK程度まで、3～4人世帯：3DK程度まで、5人以上世帯：4DK程度まで
設備	一般的な住宅としての機能を備えているもの
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物応急危険度判定の実施される区域の物件については、判定結果が「調査済」（緑のステッカー貼付）であること ・土砂災害特別警戒区域外であること

2 契約条件

項目	条件				
契約種別	借地借家法第 38 条に定める定期借家契約				
契約期間	最大 2 年間				
家賃	月額下表の金額以内（税込）で社会通念上妥当な額（管理費、共益費を含み、駐車場代、自治会費、ペット飼育追加費は除く。） ※世帯ごとの上限金額を超える部分を自己負担して入居することは認められません。				
		1人世帯	2人世帯	3～4人世帯	5人以上世帯
	上限額	50,000 円	60,000 円	70,000 円	90,000 円
敷金	なし				
修繕相当費	家賃の 2 か月分（契約時に支払い）				
礼金	家賃の 1 か月分を限度とする				
支払い時期	家賃は、初回は契約成立の翌月末までに支払う。 以後は、当月分を翌月末までに支払う。なお、複数月分をまとめて支払うことも可能とし、この場合は協議を行うこととする。				
支払い	県が負担：家賃、管理費、共益費、礼金、修繕相当費、仲介手数料、損害保険料、入居時鍵等交換費				
	入居者が負担：駐車場使用料、光熱水費、自治会費、ペット飼育追加費等				
仲介手数料	借主は、家賃の 0.55 月分とする。なお、貸主からは、法律の範囲内で任意。				